

(表)

第 号
身分証明書
所 属 職氏名 ( 年 月 日生)
上記の者は、鳩山町自然環境と景観の保全に配慮した太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 21 条第 2 項の規定による立入調査を行う職員であることを証明する。
年 月 日交付
鳩山町長 印

(裏)

鳩山町自然環境と景観の保全に配慮した太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（抜粋）

（立入調査等）

第 21 条 町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員に事業者の事務所、事業所若しくは事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、身分証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。